

改正

令和2年3月31日告示第144号

令和5年3月31日告示第125号

始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の安全安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、適正な管理が図られていないために周辺に悪影響を及ぼすおそれのある危険な空家の解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において、始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家 常時人が使用していない状態にあり、かつ、管理不全な状態にある建築物で、延べ面積の過半が居住の用に供される構造（地下埋設物を除く。）となっているものをいう。
- (2) 解体撤去業者 市内に本店、支店等の活動拠点を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者をいう。
- (3) 所有者 危険空家に係る所有権を有する者をいう。
- (4) 相続人 危険空家に係る相続権を有する者をいう。
- (5) 市税等 本市の市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。

(補助対象となる危険空家)

第3条 補助対象となる危険空家とは、別表第1に基づき判定した住宅の不良度に係る評点が100点以上で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存在すること。
- (2) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (3) 登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されていないこと。

- (4) 火災その他災害を原因として危険空家となっていないこと。
- (5) 第9条に規定する補助金の交付決定時点において、補助対象建築物の解体撤去工事（以下「解体撤去工事」という。）に着手していないこと。
- (6) 補助金の申請年度内で市が指定する日までに物件の解体撤去工事及び実績報告が完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる項目に該当し、特に危険度が高く、緊急な対応が必要であると市長が認める危険空家については、補助対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 危険空家の所有者若しくはその相続人又は所有者から当該危険空家の解体及び撤去について委任を受けた者
- (2) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 本人及び同一の世帯に属する者が始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員である者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、解体撤去業者が行う危険空家の解体撤去工事で、当該工事に要する経費が30万円以上であるものとする。

2 解体撤去工事に要する経費は、総工事費から建物の解体撤去に要しない経費（家財道具、機械、電化製品、車両等の移転又は処分費等）を除いた額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税を含む。）とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号により算出した額のいずれか低い方の3分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、その上限額は、30万円とする。

- (1) 前条の規定により算出された補助対象工事の経費
- (2) 住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）第4条第1項第1号に規定する標準除却費

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補

助金の額とする。

(事前協議)

第7条 補助対象者は、解体撤去工事の実施に関する契約を施工者と締結する前に、市長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、工事着手前に始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険空家の位置図
- (2) 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 所有者と申請者の関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本(所有者以外が申請する場合に限る。)
- (5) 所有者又は相続人の委任状(委任を受けた者が申請する場合に限る。)
- (6) 登記事項証明書(登記されていない場合には、家屋証明書又は名寄帳兼課税台帳の写し)
- (7) 補助対象者の市税等の滞納のない証明書
- (8) 誓約書(様式第2号)
- (9) 補助対象事業を行う解体撤去業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 危険空家の所有者と当該危険空家の所在する土地の所有者が異なるときは、前項に掲げる書類に加え、当該土地の所有者の始良市危険空家の解体撤去工事に係る同意書(様式第3号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定した者に対しては始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないことを決定した者に対しては始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金変更等申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金変更等承認通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業完了の日から起算して30日以内又は市が指定する日までに、始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 解体撤去工事請負契約書の写し
- （2） 工事完了写真
- （3） 工事を行った者の工事完了証明書
- （4） 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- （5） 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（収集運搬を下請業者に委託した場合に限る。）
- （6） 解体撤去工事に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付請求書（様式第10号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 危険空家の解体撤去後の跡地が適正に管理されていないとき。
- (3) この告示の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の返還を命じるときは、始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（調査等）

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し書類の提出又は報告を求め、必要な調査をすることができる。

（雑則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第144号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金から適用し、令和元年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第125号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金から適用し、令和4年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

（判定1） 建物の危険性

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	評価点
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの（傾斜があるものの1/60未満にあるもの）	25	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの（傾斜が木造：1/60以上～1/20未満、鉄筋コンクリート又は鉄骨造：1/60以上～1/30未満）	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの（傾斜が木造：1/20以上、鉄筋コンクリート又は鉄骨造：1/30以上）	100	
		(2) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の	15	

			露出しているもの		25
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの		
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	配水設備	雨水	雨樋がないもの	10	
				合計	

別表第2 (第3条関係)

(判定2) 隣接地及び前面道路等への影響の危険性

調査項目		評定内容	有無
1	建物(その他の工作物含む)、立木等の倒壊の危険性の程度	老朽化等による建物倒壊の危険性	有 ・ 無
		朽ちた立木の倒木の危険性	有 ・ 無
		その他工作物(塀等)の倒壊の危険性	有 ・ 無
		風雨(台風を除く)・積雪による建物、立木等の倒壊の危険性	有 ・ 無
2	建築資材等の飛散・落下の危険性の程度	屋根・軒の老朽化、損傷(はく離・破損)等による飛散の危険性	有 ・ 無
		外壁等の老朽化、損傷(はく離・破損)	有 ・ 無

		等による落下の危険性	
3	風雨（台風を除く）・積雪による危険性の程度	建物（その他の工作物含む）、立木等の風雨（台風を除く）による、雨水の流出、積雪放置による落雪の影響の危険性	有 ・ 無
4	不特定者の侵入による犯罪、放火等による火災の危険性の程度	玄関等の未施錠による不特定者の侵入の危険性	有 ・ 無
		1階部分の扉・窓ガラスの破損等による不特定者の侵入の危険性	有 ・ 無
		建物付近の建築資材・枝木等の放置による火災の危険性	有 ・ 無
		可燃物放置による火災の危険性	有 ・ 無
5	生活環境への影響の危険性の程度	樹枝の超境や雑草の繁茂等が隣接地および接道道路（構造・交通）に支障をおよぼす危険性	有 ・ 無
		ごみ等廃棄物が不法投棄される危険性（すでに大量に投棄され散乱しているような場合）	有 ・ 無
		構造躯体等の腐食・シロアリ被害の有無	有 ・ 無
		雑草や枯れ草が適切に管理されないことによる病害虫が発生する危険性	有 ・ 無
備考			